

清水港入出港水先料金

平成29年4月1日
清水水先区水先人会
静岡市清水区日の出町10-80
電話 054-352-2191

喫水 米	総トン数																								喫水 米																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	21,000	22,000	23,000	24,000		25,000	26,000	27,000	28,000	29,000	30,000																																																																																																																																																																																																																																																																																										
3.00	30,619	31,867	33,115	34,363	35,611	36,859	38,107	39,355	40,603	41,851	43,099	44,347	45,595	46,843	48,091	49,339	50,587	51,835	53,083	54,331	55,579	56,827	58,075	59,323	60,571	61,819	63,067	64,315	65,563	66,811	68,059	69,307	70,555	71,803	73,051	74,299	75,547	76,795	78,043	79,291	80,539	81,787	83,035	84,283	85,531	86,779	88,027	89,275	90,523	91,771	93,019	94,267	95,515	96,763	98,011	99,259	100,507	101,755	103,003	104,251	105,499	106,747	107,995	109,243	110,491	111,739	112,987	114,235	115,483	116,731	117,979	119,227	120,475	121,723	122,971	124,219	125,467	126,715	127,963	129,211	130,459	131,707	132,955	134,203	135,451	136,699	137,947	139,195	140,443	141,691	142,939	144,187	145,435	146,683	147,931	149,179	150,427	151,675	152,923	154,171	155,419	156,667	157,915	159,163	160,411	161,659	162,907	164,155	165,403	166,651	167,899	169,147	170,395	171,643	172,891	174,139	175,387	176,635	177,883	179,131	180,379	181,627	182,875	184,123	185,371	186,619	187,867	189,115	190,363	191,611	192,859	194,107	195,355	196,603	197,851	199,099	200,347	201,595	202,843	204,091	205,339	206,587	207,835	209,083	210,331	211,579	212,827	214,075	215,323	216,571	217,819	219,067	220,315	221,563	222,811	224,059	225,307	226,555	227,803	229,051	230,299	231,547	232,795	234,043	235,291	236,539	237,787	239,035	240,283	241,531	242,779	244,027	245,275	246,523	247,771	249,019	250,267	251,515	252,763	254,011	255,259	256,507	257,755	259,003	260,251	261,499	262,747	263,995	265,243	266,491	267,739	268,987	270,235	271,483	272,731	273,979	275,227	276,475	277,723	278,971	280,219	281,467	282,715	283,963	285,211	286,459	287,707	288,955	290,203	291,451	292,699	293,947	295,195	296,443	297,691	298,939	300,187	301,435	302,683	303,931	305,179	306,427	307,675	308,923	310,171	311,419	312,667	313,915	315,163	316,411	317,659	318,907	320,155	321,403	322,651	323,899	325,147	326,395	327,643	328,891	330,139	331,387	332,635	333,883	335,131	336,379	337,627	338,875	340,123	341,371	342,619	343,867	345,115	346,363	347,611	348,859	350,107	351,355	352,603	353,851	355,099	356,347	357,595	358,843	360,091	361,339	362,587	363,835	365,083	366,331	367,579	368,827	370,075	371,323	372,571	373,819	375,067	376,315	377,563	378,811	380,059	381,307	382,555	383,803	385,051	386,299	387,547	388,795	390,043	391,291	392,539	393,787	395,035	396,283	397,531	398,779	400,027	401,275	402,523	403,771	405,019	406,267	407,515	408,763	410,011	411,259	412,507	413,755	415,003	416,251	417,499	418,747	420,000

※30,000トンを超える場合は、1,000トンにつき1,248円加算

<清水港入出港水先料金>

(備 考)

- (イ) 時間外料金は、水先人が水先を始めた時から水先を終わる時までをもとにして、日没から日の出までとし、水先料金額の100分の50を加える。
- (ロ) 港外において試運転、コンパス矯正、方向探知機誤差測定、その他これに類する目的のため水先をする場合、2時間以内はこの料金表による額とし、2時間を超えるときは、超えた1時間または端数ごとに港内料金の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- (ハ) 機関使用不可能船は水先料金の100分の180とする。
- (ニ) 事務所の所在する港以外の場所において水先をすることを求められた場合は、水先料金に旅費、宿泊料及び水先人の乗下船に要する費用に相当する額を加算する。
- (ホ) 待機料は水先人が水先人合同事務所出発後、水先開始予定時刻から起算して30分以上経過したときは、超えた時間の30分または端数ごとに5,400円とする。
- (ヘ) 2人の水先人が共同で水先をする場合におけるそれぞれの水先料の額は、規定による水先料の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。
- (ト) 午前0時から午前6時までの間の水先予定のものが前日の午後11時以降に取消しがあった場合、及び水先人合同事務所出発後取消しがあった場合の取消料は、21,600円とする。
ただし、水先人合同事務所出発の時間が午後5時から翌日午前8時までの間のものについては、前記取消料の100分の150とする。
- (フ) 消費税等に伴う料金の加算については、料金の総額の8%となる。
ただし、免税となる取引には適用しない。

<清水港港内水先料金>

(備 考)

- (イ) 時間外料金は、水先人が水先を始めた時から水先を終わる時までをもとにして、日没から日の出までとし、水先料金額の100分の50を加える。
- (ロ) 機関使用不可能船は水先料金の100分の180とする。
- (ハ) 待機料は水先人が水先人合同事務所出発後、水先開始予定時刻から起算して30分以上経過したときは、超えた時間の30分または端数ごとに5,400円とする。
- (ニ) 2人の水先人が共同で水先をする場合におけるそれぞれの水先料の額は、規定による水先料の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。
- (ホ) 午前0時から午前6時までの間の水先予定のものが前日の午後11時以降に取消しがあった場合、及び水先人合同事務所出発後取消しがあった場合の取消料は、21,600円とする。
ただし、水先人合同事務所出発の時間が午後5時から翌日午前8時までの間のものについては、前記取消料の100分の150とする。
- (ヘ) 消費税等に伴う料金の加算については、料金の総額の8%となる。
ただし、免税となる取引には適用しない。

◇ 多層甲板船の場合の加算額

清水水先人区水先人会

基本額の100分の100に相当する額の範囲内で加算額に加算割増率を乗じて得た額を基本額に加算する。

加算割増率は次の算式により算出する。

$$K = \frac{\frac{3.5}{1,000} L^3 - T \times 1.2}{1,000}$$

K 加算割増率であって負の値の場合は0とする
L 船舶の長さ(メートル)
T 総トン数(1,000トン以下の場合は1,000トン)

附則(1) この省令は昭和59年7月7日から施行する。

(2) この省令施行の際、現にしている水先に係る水先料については、なお、従前の例による。

参 考

多層甲板船に対する加算割増率の計算

<例> 総トン数(T) 10,000トン 喫水9.30メートル 長さ(L) 180メートルの場合

(1) 通常水先料

入出港料金 69,840円

(2) 多層甲板船の場合の水先料

(イ) 加算額の計算

$$K = \frac{\frac{3.5}{1,000} \times 180^3 - 10,000 \times 1.2}{1,000}$$

K=8.4

加算割増額=1,228×8.4

=10,315

(ロ) 合計水先料(通常水先料+ 加算割増額)

69,840 + 10,315 = 80,155

(備考)

夜間水先の場合は、(ロ)の金額の100分の150となる。

消費税等に伴う料金の加算については、料金の総額の5%になる。

ただし、免税となる取引には適用しない。